

新型コロナウイルス感染症の陰性証明書について

当院では新型コロナウイルス感染症の陰性証明書は発行していません。

また、新型コロナウイルスに感染し、回復された方に対しても、職場復帰される際の陰性証明書や治癒証明書は発行していません。

職場で陰性証明書や治癒証明書の提示を求められた場合は、職場から直接帰国者・接触者相談センターもしくは最寄りの保健所にお問い合わせいただくようお願いいたします。

これらについては厚生労働省からも指針が出ていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

参考：厚生労働省 令和2年5月1日発出（令和4年1月31日一部改正）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000891476.pdf>